

青梅市御岳山ふれあいセンターの指定管理者の指定について

青梅市御岳山ふれあいセンターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
青梅市御岳山ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体
東京都青梅市御岳山 156 番地
御岳山自治会
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで